

## こども誰でも通園事業の試行実施について

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、月一定時間まで、就労要件を問わず保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を創設し、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として本格実施することとした。

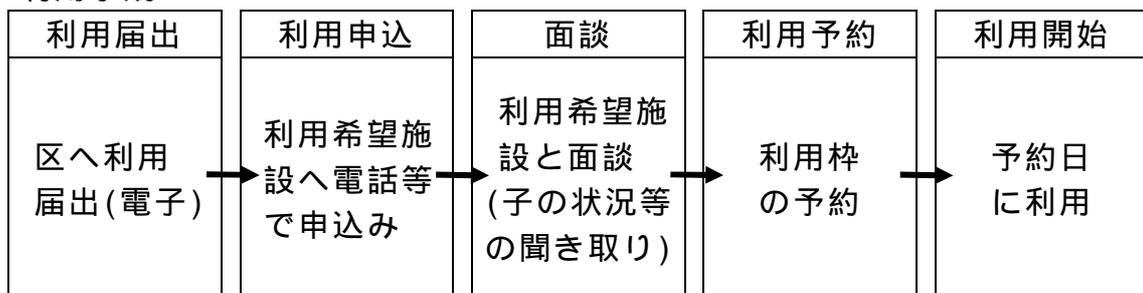
区では、独自に利用上限時間等を拡大し、下記のとおり本年 7 月 1 日から試行事業を開始する。

### 記

- 1 事業内容  
別紙のとおり

- 2 実施施設  
実施を希望する私立認可保育園、私立幼稚園、地域型保育事業所

- 3 利用手続



- 4 今後の予定

6 月 11 日 区民周知(区報、区ホームページ、SNS、ねりま子育て応援アプリ等)  
区民の利用手続開始

7 月 1 日 利用開始 施設の空き状況や新たな実施施設は、ホームページ等で随時お知らせする。

令和 8 年度 本格実施



	区こども誰でも通園事業	国制度(参考)
対象者	0歳6か月～3歳になる <u>年度末までの保育所等</u> を利用していない子	0歳6か月～3歳になる前日までの保育所等を利用していない子
人員配置基準	国基準に準じる	0歳児 3:1、1・2歳児 6:1 一時預かり事業と同様の基準
実施方法	国基準に準じる。以下、例示。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           保育園一時預かり事業の定員枠の一部を転換            私立幼稚園の未就園児保育の活用            施設の空き定員を活用         </div>	専用スペースを活用し専用定員枠を設定 専用定員枠を設け、在園児と合同保育 空き定員枠を活用
利用時間	<u>利用頻度：週1回以上</u> <u>利用上限：月48時間・日8時間</u>	利用上限：月10時間
利用料	<u>275円/時間</u>	300円/時間 程度
運営費補助	<u>利用枠（契約枠）に対する補助</u> <u>5,000円/1枠（月上限24万円）</u> 利用時間に対する補助 0歳児：1,300円/時間 1歳児：1,100円/時間 2歳児：900円/時間	利用時間に対する補助 0歳児：1,300円/時間 1歳児：1,100円/時間 2歳児：900円/時間
要配慮児童への加算	国基準に準じる	医療的ケア児：2,400円/時間 障害児：400円/時間 要支援家庭の子：400円/時間